

# 手続きチェックシート

# 転出

～豊見城市外へ引越しされる方へ～

まず初めにすることは、

豊見城市役所  
〒901-0292  
沖縄県豊見城市宜保1丁目1番地1  
098-850-0024 (代表)

8:30～17:15  
(土、日、祝日、年末年始の閉庁日となっ  
ているためお手続きできません)

## 転出届

市民課 (役所1階) ☎098-850-0103

※新しい住所地にお住いになる**30日前**から受付しています。

### 【届出に必要なもの】

- ・本人確認書類 (窓口で手続きをされる方 ※以下を参考にしてください。)
  - ・委任状 (代理人が手続きするとき) ※代理人の本人確認書類も併せて確認します。
- ※国外に転出される方は、「マイナンバーカード(お持ちの場合)」及び「出国日が確認できる資料」

### 本人確認書類 (手続きの際は本人確認をいたしますので、必ず提示してください)

- 〈1点で本人確認できるもの〉  
例)・運転免許証 ・マイナンバーカード ・パスポート ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など
- 〈2点以上で本人確認するもの〉  
例)・健康保険証 ・年金手帳 ・介護保険証 ・顔写真付きの社員証、学生証など

### 委任状 (代理人が手続きをするときは、必ず必要です)

代理人の方が手続きをするときは、委任状 (委任者の手書き) が必要です。

- ① 代理人として来られた方について本人確認をいたします (本人確認書類を提示してください)。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。

## 新しい引っ越し先で転入届

新しい住所に住み始めてから**14日以内**に、「転出証明書」と「お持ちの方はマイナンバーカード又は住基カード」等を持参して、新住所地の役所で**転入の届出**をしてください。

### Q: 転出届をしたけれど、こんなときはどうすれば???

- Q. 新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった… → A. 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
- Q. 転出届をした住所とは、違うところに住むことになった… → A. 転出証明書は、そのままでも有効です。実際に住み始めた市区町村にお届けください。
- Q. 転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった… → A. 取消の手続きが必要です。「市民課」で早急に手続きをしてください。

関連する手続きが、下記・裏面にあります。ご確認ください。  
(必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。)

| 下記にあてはまる方は世帯にいますか? | 手続き                           | 必要なもの                          | 該当                | 受付場所  | Check |
|--------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------|---|-------|
| 住所・戸籍              | 印鑑登録をしている方                    | 転出予定日に自動的に登録廃止になります。           |                   | 1F ①<br>市民課<br>850-0103                                       |       |
|                    | 申請したマイナンバーカードを受け取っていない方       | 転出先で再申請が必要です。                  | ・転出先の市区町村にご確認ください |   |       |
| 障がい                | 要介護認定を受けていた方                  | 介護保険受給資格証明書の受取<br>※転出先へ提出ください  | ・介護保険者証           | 2F ⑨<br>障がい長寿課<br>【障がい給付班】<br>850-5320<br>【介護長寿班】<br>856-4292 |       |
|                    | 重度心身障害者の医療費助成を受けていた方          | ・受給者資格変更届または喪失届<br>・所得課税証明書の取得 | ・重度心身障害者医療費受給者証   |   |       |
|                    | 「特別障害者手当」又は「障害児福祉手当」を受給されている方 | 資格喪失届                          | ・認印<br>・マイナンバー    |   |       |

|   | 下記にあてはまる方は世帯にいますか？                          | 手続き   | 必要なもの   | 該当  | 受付場所   | Check |
|---|---|---|---|---|--|-------|
| 保険・年金   | 国民健康保険に加入している方                              | ・国民健康保険の脱退<br>・保険証の返却                                     | ・国民健康保険証  |   | 1F ②<br>国民健康保険課<br>【給付班】<br>850-0160<br>【徴収班・賦課班】<br>850-0142<br>【後期高齢医療班】<br>850-0160 |       |
|   | 70歳から74歳までの方                                | 高齢受給者証の返却   | ・高齢受給者証   |   |  |       |
|   | 修学のために転出する方                                 | 転出先で引き続き豊見城市の保険証を使う手続き                                    | ・在学証明書<br>・住民票（転出先）<br>・国民健康保険証                       |   |  |       |
|   | 住所地特例に該当する施設に転出する方                          |   | ・入所証明書<br>・住民票（転出先）<br>・国民健康保険証                       |   |  |       |
|   | 世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方                        | ・特定同一世帯所属者証明書の受取<br>・旧被扶養者異動連絡票の受取<br>※転出先へ提出してください       |   |   |  |       |
|   | 未納となっている税のご相談                               | 納付相談  | ・認印   |   |  |       |
|   | 75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方           | 保険証の返却  | ・後期高齢者医療保険証   |   |  |       |
|   | 沖縄県外へ転出する方                                  | 負担区分証明書の受取<br>※転出先へ提出ください                                 |   |   |  |       |
|   | 各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が新たに必要の方          | 各種認定証の返却  | ・限度額適用認定証（国保のみ）<br>・限度額適用・標準負担額減額認定証<br>・特定疾病療養受療証 など |   |  |       |
|   | 海外へ出国する方                                    | 国民年金の喪失手続き、又は任意加入   | ・年金手帳   | 1F ①<br>市民課【年金班】<br>850-0139                    |  |       |
| 高齢  | 65歳以上の方                                     | 保険証の返却  | ・介護保険者証   | 2F ⑨<br>障がい長寿課<br>【介護長寿班】<br>856-4292           |  |       |
|   | 住所地特例に該当する施設に転出する方                          | 住所変更手続き   |   |   |  |       |
| こども   | 小学生・中学生のお子さんがいて、保護者の変更がある方                  | 保護者等変更手続き   | ・保護者等変更届  | 4F・<br>学校教育課<br>850-0035                        |  |       |
|   | 小学生・中学生のお子さんがいる方                            | 転校手続き   | 学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受領し、転出先へ提出ください。               | これまで<br>通っていた学校                                 |  |       |
|   | 児童手当を受給している方（0歳～中学生）                        | 児童手当資格消滅届   | ・認印   | 2F ⑦<br>こども応援課<br>850-6775                      |  |       |
|   | こども医療費受給者証をお持ちの方                            | 受給者資格変更届または喪失届  | ・こども医療費受給者証   |   |  |       |
|   | ひとり親家庭等に該当する方                               | 児童扶養手当の転出届  | ・児童扶養手当証書<br>・認印                                      |   |  |       |
|   |   | 母子父子医療費の資格変更届または喪失届                                       | ・母子父子医療費受給者証  |   |  |       |
|   | 特別児童扶養手当を受給している方                            | 特別児童扶養手当の住所変更   |   |   |  |       |
|   | 妊娠中の方（県外へ転出の方）                              | 豊見城市の妊婦健康診査受診票、産婦健康診査受診票は使えなくなりますので、 <b>転出先で手続きしてください</b> |   |   |  |       |
| 保育園、こども園に入園しているお子さんがいる方（※無償化の認定を受けて認可外保育施設等を利用している方は、転出先の市町村で認定手続きが必要です。） | 退園手続き                                       | ・退所(園)届（様式あり）   | 2F ⑧<br>保育こども園課<br>850-5088                           |   |  |       |
| 料金・税  | 上下水道の使用をやめる方                                | 閉栓手続き   | 電話で手続きできます<br>(完納証明書は窓口発行のみ)                          | 3F上下水道部<br>850-0026                             |  |       |
|   | 海外へ出国する方                                    | 納税管理人のご相談   | ※税務課窓口でご相談ください  | 1F ③税務課<br>850-0245                             |  |       |
|   | 豊見城市に土地や家屋をお持ちの方                            |   |   |   |  |       |
|   | 原付バイク(125cc以下のバイク)、小型特殊車両を所有している方           | 廃車申告（軽自動車税）   | ・本市のナンバープレート<br>・標識交付証明書                              |   |  |       |
|   | 軽自動車を所有している方                                | ※沖縄県軽自動車協会でご相談ください。<br>浦添市港川500-7 Tel050-3816-3126        |   | 【受付時間】<br>8:30～11:30<br>13:00～16:00<br>(土日祝日休み) |  |       |
|   | 小型二輪(250ccを超えるバイク)・軽二輪(250cc以下のバイク)を所有している方 | ※陸運事務所でご相談ください<br>浦添市港川512-4 Tel050-5540-2091             |   |   |  |       |
|   | 未納となっている税のご相談                               | 納付相談  |   | 1F ④納税課<br>850-0242                             |  |       |
| その他   | 粗大ごみの処分が必要な方                                | ※事前に電話予約が必要<br>沖縄道路メンテナンス Tel850-1010                     |   | 【受付時間】<br>8:30～17:15<br>(土日祝日休み)                |  |       |